様式第２号（第５条関係）

指令ブランド第　　　号

補助事業者

住　　所

団体名

代表者職・氏名

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付であった島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

　令和　年　月　日

島根県知事　　　　丸山　達也　　印

記

　　１．補助事業区分

２．交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．交付条件　　別添のとおり

様式第２号　別添

交付条件

１．本補助金の額は、交付決定額のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

２．本補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第３条に規定する補助率を乗じて得た額、又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。

３．補助事業者は、島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付要綱を遵守しなければならない。

４．補助事業者は、補助事業が終了し、実績報告書を提出する際には、以下に記す支出を証する書類の写しを提出しなければならない。

（１）旅費・専門家旅費については、旅行の事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類（電車の利用にあたっては乗車券の写し、車の利用にあたってはETCカードの利用明細書、自動車の利用記録等）

（２）送料・運搬費については、その事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類

（３）専門家謝金については、謝金を支払った事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類

　　　（４）施設使用料については、その事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類（小間出展料の利用明細書、電気設備や備品を賃借した場合の利用明細書等）

　　　（５）広告費については、その事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類

　　　（６）キャンセル料については、その事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類

　　　（７）PCR検査費用については、その事実が確認できる請求明細書、領収書又はこれらに類する書類